

# 公立病院改革の推進

- 「新公立病院改革ガイドライン」に基づき新公立病院改革プランを策定し、医療提供体制の改革と連携して更なる経営効率化や再編・ネットワーク化等を推進。
- 新改革プランに基づく取組が着実に実施されるよう、プラン策定経費や再編・ネットワーク化等に対して財政措置を講じるほか、特別交付税措置を見直し。

## 1 新公立病院改革プランの策定

### (1) 策定時期・プランの期間

- 地域医療構想の策定状況を踏まえつつ、平成27年度又は平成28年度中に策定
- プランの期間は、策定年度から平成32年度までを標準とする

### (2) プランに盛り込むべき事項

- 地域医療構想を踏まえた公立病院が果たすべき役割、地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割等を明確化
- 数値目標を定めた「経営の効率化」、経営主体の統合や病院機能の再編を視野に入れた「再編・ネットワーク化」、地方独立法人化等の「経営形態の見直し」を推進

### (3) 都道府県の役割・責任の強化

- 医療提供体制の確保に責任を有する立場から、再編・ネットワーク化への積極的な参画、公立病院の新設・建替等に当たってのチェック機能の強化等が求められる

## 2 地方財政措置の見直し

### (1) 新改革プランの策定経費に対する財政措置(～平成28年度)

- 新改革プランの策定に要する経費(市町村分)を平成28年度まで特別交付税措置

### (2) 再編・ネットワーク化への財政措置の重点化(平成27年度～)

- 再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備について、病院事業債(特別分)を充当し、その元利償還金の40%について地方交付税措置
- |                 |       |            |
|-----------------|-------|------------|
| 通常の整備           | ..... | 25%地方交付税措置 |
| 再編・ネットワーク化に伴う整備 | ..... | 40%地方交付税措置 |

### (3) 特別交付税措置の重点化(平成28年度～)

- 病床数等に単価を乗じて算定する方式から、これと一般会計等からの繰出額に措置率(8割)を乗じたものとを比較する方式とする

- 都道府県の役割・責任の強化の観点から、精神・結核・感染症医療に係る措置について、法令上これらの医療の確保主体である都道府県に一元化

※指定医療機関の指定等を受けてこれらの医療を提供している一部事務組合立等の病院については設置市町村に措置

- 市町村分について、県分・指定都市分と同様に、財政力に応じた算定を導入

### (4) 公的病院等への助成に対する特別交付税措置(平成28年度～)

- 公立病院に準じて措置を継続